

不当要求行為等防止対策・働きかけ対応策について(他自治体の制度の概要)

資料 - 6

政令指定市

自治体	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市
根拠規定・名称	要綱 「不当要求行為等に関する対策要綱」	規程 「職員倫理規程」	要綱 「不当要求行為等対策要綱」	要綱 「不当要求行為等対策要綱」	マニュアル 「不当要求行為等防止対策に関するマニュアル」 「不当要求行為等対策協議会設置要綱」	要綱 (1)「要望記録・公表要綱」 (2)「行政対象暴力対策要綱」
施行日	H16.1.1施行	H10.12.1施行	H16.11.1施行	H15.10.1施行	H15.11.4施行	(1)H16.4.1施行 (2)H16.1.1施行
要綱等適用除外規定						(1)について 法令、要綱等で、記録が義務付けられている行為 事実や手続きの確認であることが明白な行為 局区の長が軽易と定めた行為
要望者：すべてか特定か	すべて	利害関係者	すべて	すべて	すべて	すべて ((1)の解説文：議員や秘書を含む)
対象行為	不当要求行為・暴力的行為	利害関係者の不正な要求	不当要求行為等・暴力的行為	不当要求行為・暴力行為・職務に支障がある行為	不当要求行為・暴力的行為	(1)すべての要望 (2)行政対象暴力
公表規定の有無	×	×	×	×	×	(1)について 定期的に報告書全件 個人・団体の正当な活動を制約する要望や、個人等が特定される情報は除く。
外部委員による委員会等の設置						(1)について 横浜市要望記録・公表審査会 (外部委員)

不当要求行為等防止対策・働きかけ対応策について(他自治体の制度の概要)

自治体	静岡市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	広島市
根拠規定・名称	要綱 「静岡市職員への不当要求行為等の防止に関する要綱」	要綱 「適正職務サポート制度要綱」	要綱 「職員の公正な職務執行を確保するための体制に関する要綱」	条例 「職員等の公正な職務の執行に関する条例」	要綱 「職員の公正な職務の確保に関する要綱」	要綱 「職務に関する要望等についての事務処理要綱」
施行日	H15.12.17施行	H17.1.31施行	H15.6.20施行	H18.4.1施行	H16.9.1施行	H16.4.1施行
要綱等適用除外規定		公式若しくは公開の場で行われる場合 書面による場合 他の制度により記録される場合				公式若しくは公開の場でなされたもの又は書面によりなされたものは除く
要望者:すべてか特定か	すべて	職員以外の者	すべて	すべて	すべて	すべて
対象行為	(1)公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為 (2)暴力行為 (3)その他不当な手段による要求	職務執行を妨げる市政に関する要望	不正な働きかけ	不当要求行為	不当要求行為等	要望等
公表規定の有無	×	毎年度 (記録の主な内容・対応結果の概要)	×	不当要求行為を中止しないときは公表できる(この場合、行為者から意見を聴くとともに有利な証拠の提出の機会を与えなければならない)。	不当要求行為等が止まないときは公表できる。	×
外部委員による委員会等の設置		コンプライアンス・アドバイザー (外部委員)	公正職務執行委員会 (外部委員)	大阪市公正職務審査委員会 (外部委員)	公正職務確保対策委員会 (外部委員)	

不当要求行為等防止対策・働きかけ対応策について(他自治体の制度の概要)

都道府県

自治体	北九州市	福岡市	宮城県	長野県	鳥取県	高知県
根拠規定・名称	要領 「暴力介入事件等連絡責任者設置要領」	規程 「職員への不正な働きかけ等に対する組織的対応に関する規程」	要領 「契約業務等に関する働きかけへの対応要領」	要領 「公職にある者等からの働きかけに関する取扱要領」	要領・要綱 (1)「県内で選出された一定の公職にある者からの提言、要望、意見等に関する取扱要領」 (2)「不当要求行為等対策要綱」	要領 「職務に関する働きかけについての取扱要領」
施行日	H2.6.1施行	H14.4.1施行	H14.7.1施行	H15.10.1施行	(1)H14.8.1施行 (2)H16.1.7施行	H15.9.1施行
要綱等適用除外規定			公開の場、書面での要望は除く	公開の場でなされた働きかけを除く	(1)について単なる照会、公式・公開の場での提言等は除く	公式・公開の場、書面は除く
要望者:すべてか特定か	暴力団等	すべて	契約関係者等(政治家, 行政機関の現・本職員等含む)	議員(国、県、市町村)、これらを支援する政治団体の役員、国家公務員、地方公共団体の三役 等	(1)県内選出議員(県、国、市町村)、県内選出市町村長 (2)すべて	すべて
対象行為	暴力介入事件	不正な働きかけ等	契約業務等に関する働きかけ	議員等からの働きかけ	(1)公職にある者からの提言等 (2)不当要求行為等	働きかけ = 要望等・あっせん行為 「議員(国、県、市町村)、市町村長からの働きかけ」と明文化
公表規定の有無	×	委員会です承された場合に事実・氏名等の公表事例集を職員に提示	×	随時(内容・対応結果) 情報公開条例対象の旨明文化	(1)について 県外選出国會議員等は氏名のみ公開 情報公開条例対象の旨明文化	年1回以上随時(記録表) 情報公開条例対象の旨明文化
外部委員による委員会等の設置		公正職務審査委員会(庁内内部組織) 必要に応じ専門家・有識者の出席を求める				

不当要求行為等防止対策・働きかけ対応策について(他自治体の制度の概要)

その他

自治体	近江八幡市	新潟市	福井市	明石市
根拠規定・名称	条例 「コンプライアンス条例」	条例 「法令遵守の推進等に関する条例」	要綱 「不当要求行為等対策要綱」	規則 「不当要求行為等に関する規則」
施行日	H13.7.1施行	H17.10.1施行	H16.5.26施行	H16.7.1施行
要綱等適用除外規定	議員は対象外(「公職にある者等のあせん行為による利得等の処罰に関する法律」を適用)	(1)公開の場 (2)公式の書面 (3)通常の適正な職務の遂行に係るものであることが明らかであるもの	/	/
要望者:すべてか特定か	すべて	職員以外の者	すべて	すべて
対象行為	不当要求行為等	特定要求行為	不当要求行為等、及び暴力行為	不当要求行為等
公表規定の有無	不当要求行為者への警告の際、市民へ不当要求行為等の報告内容を公表できる(コンプライアンス委員会は公表すべきこと、公表の方法、行為者の氏名の公表の有無について意見を述べる)。	特定要求行為が不当要求行為に該当する場合で、警告等の措置をとるときに、必要と認めるときは、氏名・警告の内容等を公表できる。	× (全庁には周知)	毎年(規則運用状況)
外部委員による委員会等の設置	近江八幡市コンプライアンス委員会(外部委員) コンプライアンス・マネージャー(県・県警から出向)	新潟市法令遵守審査会(外部委員)	不当要求行為等対策委員会(庁内内部組織+外部顧問)	不当要求行為等対策委員会(庁内内部組織) 必要に応じ専門家・有識者の出席を求める